

目的税(入湯税)の使途について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、課税するものとされています。鋸南町においては、地方税法に基づく鋸南町税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し一人一日150円を課税しており、令和6年度決算における入湯税の収入済額及び充当状況については、以下のとおりです。

(1) 令和6年度入湯税について

(単位:千円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額
1 町税	5 入湯税	1,670	1,767

(2) 令和6年度入湯税充当事業について

(単位:千円)

事 業 区 分	事 業 内 容 等	事業費総額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他の	一般財源	うち入湯税
観光振興事業	観光地の整備や観光イベントの開催など、観光振興の発展に努めた。	61,290	57	9,700	13,272	38,261	1,767